

監査監第1981号

令和7年12月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 伊 藤 仕 様

さいたま市監査委員 井 山 剛 之

同 工 藤 道 弘

同 阪 本 克 己

同 金 井 康 博

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

# 定期監査結果報告書

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の対象

### (1) 対象課所

保健衛生局

市立病院病院経営部

病院総務課、病院施設管理課、病院財務課、医事課、情報管理室

市立病院患者支援センター

### (2) 対象事務

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年6月末日まで）及び他の年度等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### (1) 収入事務

調定の時期及び手続は適正か。

### (2) 支出事務

違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

### (3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

### (4) 資産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

ウ 履行期限までに履行されていない債権について、督促がなされているか。督

促後相当の期間を経過した債権について、強制執行その他保全及び取立てに必要な措置がとられているか。

(5) 事業運営事務

事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和7年8月4日（月）から令和7年12月23日（火）まで

6 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 収入事務

(ア) さいたま市財産規則第27条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12によると、行政財産を目的外使用することに伴い使用者が負担する損害保険料は、その使用期間の年度内における共済基金分担金の確定金額をもとに算出するとされている。

しかし、行政財産目的外使用許可（キャッシュコーナー、自動販売機）に係る損害保険料について、前年度の共済基金分担金の額をもとに算出し

ていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

- (イ) カフェ設置場所貸付料について、定期建物賃貸借契約書第5条に定める貸付料の月額を税抜金額と誤認し、同契約書同条に定める額より多く貸付料を徴収していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

- (ロ) 床頭台・テレビカードシステム等設置場所貸付料について、建物賃貸借契約書第5条に定める端数処理と異なる方法で金額を算出し、同契約書同条に定める額より多く貸付料を徴収していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

## イ 資産管理事務

さいたま市債権管理条例第6条並びにさいたま市債権管理条例施行規則第3条第1項及び第3項によると、督促は、履行期限後30日以内に書面により行うものとするとしている。また、さいたま市債権管理条例施行規則第3条第2項によると、督促は、督促を発する日から起算して15日以内の日を納入期限として行うものとするとしている。

しかし、医業未収金の債権管理において、督促状の送付が履行期限後30日より大幅に遅れているもの、また、督促状の納入期限が15日より後の日付となっているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。

【医事課】

- (3) 意見（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

### 医業未収金の債権管理について

さいたま市立病院における患者負担分の未収金の債権管理については、委託業者が未収患者ごとに個別に催告を行い、一定期間催告を行っても納入されないものについては医事課が引き継ぎ対応している。医事課から委託業者へは督促状の発付日などについて明確な指示がなされておらず、催告の状況については、医事課に引き継がれるまで十分な確認が行われていなかった。

患者負担分の未収金については医事会計システムで管理しているが、当該システムは分割支払の計算、催告対象者のデータ抽出、時効管理などの機能は装備されていない。債権管理業務をシステムにより管理することができず、未収患者ごとに個別に対応しなければいけない中で、医事課と委託業者との連携や情報共有

が不十分であったことが不適切な事務処理が行われていた要因と考えられる。

指示書やマニュアルの策定、委託業務の履行状況の適時適切な確認、システムによる債権管理などを検討し、医業未収金に係る債権管理が、効率的かつ効果的に行われるよう、体制の整備を行うことが望まれる。

**【医事課】**